

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の実施方針に関する意見への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
1	4	第1	1	(9)						対象施設	三浦市の下水道は分流方式ではありますが、下水管渠への雨水・不明水の流入に関し、関連データの開示と責任分担の明確化を希望します。	(個別対話の議題において回答)
2	5	第1	1	(11)	ウ					任意事業	貴市にて現時点において認識されている、補助金の返還が必要ではない本事業用地及び施設についての情報をご開示願います。 ※開示の時期のご提示でも構いません。	別紙4-3に示す任意事業対象地として想定している用地の内、④は下水道区域外にあり、補助金返還は生じない。
3	6	第1	1	(11)						事業の範囲	(イ)各種計画支援に関する業務、(ウ)a,c,対象施設の改築・増築に関する費用負担は市とありますが、それぞれ別の予算枠が設定されると理解いたします。	お見込みのとおり。
4	7	第1	1	(12)	イ					本事業期間の延長	運営権者側としては延長の準備もしくは引継ぎの準備をする必要があるため、本事業終了日の6か月前までに、延長の申し出を行うよう明記いただきたく存じます。	意見として賜る。
5	8	第1	1	(12)	エ	(ウ)				業務の引継ぎ	民間企業が、独自に培った技術情報を流出させないことも、明記していただきたいと考えます。例えば、「～協議・協力を行うこと。なお、運営権者の不利益となるような技術情報の開示については配慮する。」等	本事業の運営において運営権者が開発した技術等の知的財産権の帰属については、特許法等の関連法令に定めるところによるものとする。 なお、運営権者において自己が知的財産権を有する技術等を本事業に導入した場合、市及び市の指定する者に対し、本事業終了後も無償で使用することを許諾したものとします。
6	8	第1	1	(12)	エ	(ウ)				業務の引継ぎ	運営権者において必要と考える引継ぎ業務と、市又は市の指定する第三者において必要と考える引継ぎ業務に乖離がある場合、市又は市の指定する第三者の要望に基づき実施する引継ぎ業務については希望者の費用負担として頂けますでしょうか。(ただし、当該要望に係る引継ぎ業務が社会通念上引継ぎに必要であり、運営権者が負担すべきものであれば、この限りではないものと考えます。)	引継ぎにあたって、市は実施方針に記載のとおりの内容を求めている。それに伴う、人件費は、運営権者と市又は市の指定する第三者各々の負担となり、それ以外は運営権者の負担とする。
7	8	第1	1	(12)	エ	(ウ)				業務の引継ぎ	引継ぎにかかる資料の内容のうち、営業秘密や企業ノウハウ等、提出者の重要な情報資産については対象外とさせていただきたいと存じます。	引継ぎにあたっては、市が対象施設について継続的に維持管理を行うために必要な資料の提供等を求める。
8	8	第1	1	(12)						事業期間	主たる事業の引継ぎは、令和4年10月～12月に設定されていますが、十分な期間を確保したく、事業開始前(令和5年3月)までとさせていただきます。	市から運営権者への主たる事業の引継ぎ、手続き等は令和4(2022)年10月～12月に実施し、令和5(2023)年1月～3月は運営権者の本事業開始までの準備期間としている。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
9	9	第1	1	(14)	イ	(イ)				事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	事業環境の変化はa,b以外にも多様に考えられることから、a,bに掲げる以外にも「事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合」には利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができるものとして頂きたく存じます。	別紙3において本事業において想定されるリスクとその分担を整理している。詳細は募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。
10	10	第1	1	(14)	イ					利用料金設定割合の改定	「上記(ア)から(ウ)までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。」とありますが、本事業は長期に亘り広範囲な業務を対象とする事業であり、民間事業者が全期間に亘る事業環境の変化を正確に予測しリスク負担することは困難なため、市のみならず運営権者にも、本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により利用料金設定割合を改定する必要があると合理的に判断される場合には、市に協議を申し入れることができるという仕組みを追加していただけますでしょうか。	契約の詳細は募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。
11	10	第1	1	(14)	オ					債権の担保のための利用料金の引当て	利用料金の引当てに関し、一定の協議期間の設定をお願いしたく存じます。要求水準違反や契約解除事由に該当した理由が、運営権者の責めに帰すことが明確に判明されない場合の期間において、形式的に判断され、違約金として引き当てられてしまうと、運営権者としては異議申し立ての機会もなくなるため、ご了承いただきたく存じます。	要求水準違反等により、契約解除に至るまでには段階的な協議を行ったうえでの判断を想定しており、当該引き当てが生じたタイミングにおいて、引き当てに係る協議期間を設定することは想定していない。
12	12	第1	1	(17)	エ					道路工事等との協議	令和2年12月8日の質問回答No.80において、「道路工事等に伴い、マンホールの嵩上げ等が発生した場合の費用については、運営権者の負担となる可能性がある」とありますが、管路施設の維持管理範囲外と考えられるため、道路工事等に伴い協議以外の費用が発生する場合は、別途契約にて当該事業者(例えば埋設ガス管に起因する場合はガス会社など)の費用負担となるようにいただきますようお願い致します。	下水道関連施設が道路等の支障物件となり、生じた工事は、道路法の規定に基づき、維持管理費負担となる。
13	12	第1	1	(17)	エ					道路管理者等が実施する道路工事等との協議	追加で費用が必要となる場合は、その費用負担は貴市負担であることを明記いただきたく存じます。	費用負担は、従来工事費用等とは別に費用が発生する場合は、市の負担となるが、協議への参加協力等については、運営権者の負担とする。
14	13	第1	2	(2)						選定結果の公表	「特定事業の選定」1(7)に運営権者の利用料金収受額割合が使用料金の90%の範囲内との記載がありますが、提案最大上限額として90%まであり得ますか。事業者にとり非常に厳しい収支と予想していますため、上限額に関しまして最大限のご配慮を要望させていただきます。	(個別対話の議題において回答)

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
15	14	第2	1							募集及び選定方法	「公募型プロポーザル方式」に関し、適正な品質確保のため、過度の価格競争を避けるべく技術点比率重視の評価方式を要望します。また同様の理由で、利用料金収受額割合の事業者提案につきても、調査基準価格等による実施的な下限の設定を要望いたします。	ご意見として承る。
16	14	第2	2							募集及び選定スケジュール	資料閲覧に対する質問と貴市からの回答をいただく機会を設定いただくことを希望します。	ご意見として承る。
17	14	第2	2							募集及び選定スケジュール	現状の維持管理担当者様と対話する機会を設定いただくことを希望します。	市職員との対話であれば、ご意見として承る。
18	15	第2	3	(1)	エ					応募者の構成	SPCで直接雇用をしなければならない資格者や職種等の制約はないとの理解でよいでしょうか(受託する構成企業または構成企業からの出向契約で足りるか)。	(個別対話の議題において回答)
19	15	第2	3	(1)	エ					応募者の構成	本事業においては、PFI法に基づいているため貴市のご判断でSPCの設立を前提条件としているものと思料します。しかしながら、改築に係る費用は全額貴市のご負担としている本事業では、資金調達(プロジェクトファイナンスが必須とは考えにくい)や出資企業とのリスク分離の面から考えると、SPC設立の費用効果が大きいとは言えないものと考えます。SPCのみに限定せず、JVも選択肢として追加頂けないでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
20	15	第2	3	(1)	カ					応募者の構成	応募企業、構成員以外の企業に委託する場合に必要な貴市の承認を得るタイミングは別途ご提示頂けるものと理解しています。なお、すべての委託事項について承認を得ることは非現実的と考えています。委託内容や金額等に応じて承認が必要な委託事項は限定されるものと考えます。	応募企業、構成員以外の企業に委託する場合の手続き等は、募集要項等とあわせて公表する実施契約書(案)に示す。
21	15	第2	3	(1)	キ					応募者の構成	市が指定する三浦地域資源ユーズとあります。12月28日の回答にある、市は処理単価についてコントロールできるものではないということは、理解できるものの、三者間で協議できる建付けとしていただけないでしょうか。	汚泥処理契約は、運営権者と三浦地域資源ユーズの間で締結されるものであり、市は処理単価についてコントロールできるものではない。なお、一定以上の物価変動による費用の増大については、市と運営権者は利用料金設定割合の変更について協議することとしている。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
22	18	第2	3	(3)						実務実施企業に求められる要件	各種業務や改築業務の実績要件は、委託等先の協力企業または再委託先等の企業が満たすことで問題ないものと理解しています。 但し、SPCの株主ではない協力企業、再委託先等の企業は事業運営には直接的に責任を負いません。その実績を適用する場合は、当該業務の提案価格妥当性を担保するために何らかの評価基準が必要ではないでしょうか。例えば、応募者に各実績要件を満足する企業からの見積を提出させる等の措置が必要ではないでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
23	18	第2	3	(3)	ア					設計業務を行うもの	c実績要件は、協力企業が満たすことでも対応可能と理解します。この場合、当該業務は協力企業が実施することを前提といたしますが、事業期間中にc相当の実績要件を満たすその他の企業の検討や選定を妨げるものではないと考えます。	お見込みのとおり。ただし、実績要件を満たしていることを市で確認を実施する。
24	19	第2	3	(3)	イ		c			改築業務を行う者	「終末処理場における装置の電気設備工事」とありますが、参加資格要件に係る内容であることから、「装置」に該当するものを具体的に記載して下さいますようお願い致します。	募集要項において「終末処理場における電気設備工事」に修正する。
25	19	第2	3	(3)	イ					改築業務を行うもの	bからgの実績要件は、協力企業が満たすことでも対応可能と理解します。この場合、当該業務は協力企業が実施することを前提といたしますが、事業期間中にc相当の実績要件を満たすその他の企業の検討や選定を妨げるものではないと考えます	お見込みのとおり。ただし、実績要件を満たしていることを市で確認を実施する。
26	19	第2	3	(3)	ウ					維持管理業務を行うもの	b実績要件は、協力企業が満たすことでも対応可能と理解します。この場合、当該業務は協力企業が実施することを前提といたしますが、事業期間中にc相当の実績要件を満たすその他の企業の検討や選定を妨げるものではないと考えます。	お見込みのとおり。ただし、実績要件を満たしていることを市で確認を実施する。
27	20	第2	3	(3)	ウ		b			管路施設の維持管理業務を行う者	「管路施設の維持管理業務(点検又は修繕)を受託した実績」とありますが、「管路施設」についての条件があれば、参加資格要件に係る内容であるため、具体的に記載して下さいますようお願い致します。例えば、公共下水道の管路施設に限られるのでしょうか。	公共下水道、流域下水道の管路施設に限る。
28	20			(4)						現地視察	改築等を具体的に提案するためには、既存施設の現地調査は欠かせません。いままで貴市がご発注されてきた設計、工事や他のPFIやDBO事業の公募等の方法と同様、必要時に現地調査が行えるようにしてください。なお、現地調査時に貴市職員の同行は求めません。	ご意見として承る。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
29	21	第2	4	(2)						審査方法	利用料金収受額、運営権対価(且つ一括か分割か)での評価基準の割合が時間的価値の評価を考慮された基準とるのでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
30	21	第2	4	(2)						審査方法	審査段階の失格要件については、今後お示しされる評価基準に明記して頂き、明記された要件以外によって失格判断をされた際は、応募に係る損失や損害を補填して頂くことを希望します。	(個別対話の議題において回答)
31	21	第2	4	(6)						附帯提案および任意事業に関する予備的審査	参加資格審査終了前に附帯提案および任意事業の提案概要書を提出するようにあります。当該事業は義務ではないことから、本概要書の提出は参加資格審査終了前ではなく競争的対話までとしてください。競争的対話にて内容を協議するものと考えます。	提案概要書は、参加資格審査終了前に受付け、実施可否のみの判断を行うものである。予備的審査で実施不可と判断されたものについても、提案書提出時点で修正案を提案することは可能である。
32	24	第3	1	(1)	ア					不可抗力	昨今の新型コロナ流行の状況に鑑み、不可抗力として疫病・感染症に起因する事象についても原則として不可抗力と明記頂きたく存じます。疫病に関連しているが、明確な因果関係が認められない事象については市と運営事業者との協議とさせて頂ければと存じます。	疫病・感染症に起因する事象については、本事業への影響を一概に言えるものではないため、具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになる。
33	24	第3	1	(1)	イ					不可抗力	「市が事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う義務がある。」とのことですが、市の指示による事業継続のために生じる追加費用は貴市負担として頂くこと、また人員の安全が確保できない等の観点から事業継続が不可能な場合には運営権者は義務を免れる旨を明記して頂きたく存じます。	不可抗力による費用負担増は市のリスクとしている。不可抗力により、運営権者が事業継続が不可能とした場合は第6-1-(3)によるものとする。
34	25	第3	1	(3)						国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更による負担は、共に利用料金の改定が原則であり、貴市の基本運営方針である「利用料金の最適化」「財政構造の健全化」の考えに準拠するものと考えます。国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更は、利用料金設定割合の改定を原則とすることを希望します。	(個別対話の議題において回答)
35	25			(3)	イ					市の条例変更	実施方針(案)への回答No118において、「特定条例変更リスクは市でもコントロールできないため協議としている」とのことですが、市の条例変更ですので市がコントロールするものであり、従いまして、協議事項ではないと考えます。協議事項としていない下水道事業の事例もありますので、改めてご検討ください。	原案どおりとする。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
36	25	第3	1	(6)						国補助金制度の変更等	実施方針(案)等に関する個別対話の議題への回答(No1及び2)において、「当該交付金が認められなかった場合、市及び運営権者は、LCCや計画見直しへの影響を最小限に留めるよう協議する。それでもなお残るリスクは原則、市が弁済すべきものとなる。」とご回答があります。 この文面を実施契約において、明文化されることを希望します。	ご意見として承る。
37	32	第6	1	(1) ~ (5)	イ					解除措置、解除又は終了措置	解除等により終了した場合に、運営権者が対象施設に施した修繕による効用増加に相当する費用と、改築工事途中で解除等により終了した場合に改築工事の出来形部分に相当する代金については部分引き渡しにより貴市が支払うことを明確化していただきたく存じます。	維持管理業務として実施した修繕については、要求水準を充足するために事業期間中における利用料金収入により運営権者において実施されるものであることから、市は負担しないものとする。 改築工事途中で改築工事の出来形部分に相当する代金については、市が負担するものとする。
38	33	第6	1	(4)	イ	(イ)				解除措置	特定法令等変更により運営権者にもたらされた損害については、原則貴市で負担頂きたく存じます。	原案どおりとする。
39	34	第6	1	(5)	イ	(イ)				解除措置	特定条例等変更により運営権者にもたらされた損害については、原則貴市で負担頂きたく存じます。	原案どおりとする。
40	34	第6	2							金融機関又は融資団と市との協議	金融機関又は融資団から融資を受けない場合は、本項は適用されないものと理解します。自己資本もしくはコーポレートファイナンスでの対応を妨げるものではないと理解します。	本事業は、ノンリコースローンを前提としたプロジェクトファイナンスによるものを想定している。このためコーポレートファイナンスによる資金調達も想定されないものとなる。ただし、SPCがプロジェクトファイナンスを実施するに当たり資金調達先の企業がどのように資金を融通するかについては、制限を設けてはいない。なお、当該項目については、融資に関する記載であるので、SPCが融資を受けていない場合は、当該事項の適用はない。
41	40	別紙 3								一般法令変更リスク	「運営権者が負担する費用が著しく増減する場合」については、民間事業者が発生を予測してリスク負担することは困難ですので、「協議」ではなく市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
42	40	別紙 3								特定法令変更リスク	下水道コンセッション事業のみに適用される法令変更について民間事業者が発生を予測してリスク負担することは困難ですので、市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。
43	40	別紙 3								特定条例変更リスク	条例や政策を変更する主体は市であり、民間事業者が発生を予測してリスク負担することは困難ですので、「協議」ではなく市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。
44	41	別紙 3								税制変更リスク	「運営権者が負担する費用が著しく増減する場合」については、民間事業者が発生を予測してリスク負担することは困難ですので、「協議」ではなく市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。
45	41	別紙 3								入札手続リスク	市議会は市の機関ですので、「本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合」は、運営権者に帰責性はありませんので、市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。
46	41	別紙 3								環境問題リスク	「運営権者による施設の供用に伴い発生する環境問題」であっても、運営権者が要求水準を遵守できている場合には、市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。
47	42	別紙 3								第三者損害リスク	「要求水準に従った場合で、通常避けることのできない事由によるもの」については、民間事業者が発生を予測してリスク負担することは困難ですので、「協議」ではなく市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
48	42	別紙 3								第三者損害リスク	要求水準に従って作成された社会通念上の合理性を有する保守点検計画において、当該事象に関する内容が保守点検項目として定められていなかった場合には、その不具合については貴市の負担として頂きたいと存じます。	原案どおりとする。
49	42	別紙 3								需要変動リスク	「直近の推計値と三浦市人口実績値との差を指標とし、2%の範囲以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う」とありますが、直近の推計値と実績値の差が2%以内の場合は利用料金の変動幅に関わらず運営権者がリスク負担し、2%超の場合は利用料金設定割合を変更するという理解でよろしいでしょうか。その場合、利用料金設定割合の変更の計算式をご教示願います。	「直近の推計値と三浦市人口実績値との差を指標とし、2%の範囲以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う」の考え方はお見込みのとおり。利用料金設定割合の変更は、運営権者の提案を基に、運営権者と市で協議により決定する。
50	42	別紙 3								需要変動リスク	需要変動リスクで、直近の(人口)推計値と実績値の差を指標とし、2%の範囲内とありますが、直近であると差が生じないと想定します。発注時当初の推計値と実績値の差を指標とするべきではないでしょうか。	(個別対話の議題において回答)
51	42	別紙 3								事故リスク	市と運営権者のいずれにも帰責性がない事故の場合は市のリスク負担とする旨を追記していただけますでしょうか。	市と運営権者のいずれでもなく、第三者に起因する事故の場合は第三者が賠償すべきものであり、そのいずれでもない場合は不可抗力に当てはまる事象化を市と運営権者で協議する。
52	43	別紙 3								物価変動リスク	「一定以上の物価変動」については、民間事業者が発生を予測してリスク負担することは困難ですので、市のリスク負担としていただけますでしょうか。また、「一定以上の物価変動」について、参照指標と閾値をご教示願います	原案どおりとする。
53	43	別紙 3								資金調達リスク	市が調達すべき資金の調達の失敗については、市の帰責性有無を問わず、市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。
54	43	別紙 3								業務遂行の中断・不能リスク	”上記以外の理由(運営権者の責に帰すべきもの)”とありますが、上記以外の理由であって運営権者の責に帰すべきものでもないものもあります。上記以外の理由を削除ください。	原案どおりとする。かっこ書きは上記以外の理由の中で、運営権者の責に帰すべきものに限定しているものである。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
55	43	別紙 3								業務遂行の中断・不能リスク	市と運営権者のいずれにも帰責性がない事故の場合は、市のリスク負担とする旨を追記していただけますでしょうか。	事故については事故リスクによるものとする。なお、市と運営権者のいずれでもなく、第三者に起因する事故の場合は第三者が賠償すべきものであり、そのいずれでもない場合は不可抗力に当てはまる事象か否かを市と運営権者で協議する。
56	43	別紙 3								不可抗力リスク	不可抗力について貴市が負担する「損害」とは、不可抗力により物理的に損壊した施設を原形に復旧するための費用だけでなく、当該不可抗力への対応に要した人件費等の各種費用、復旧後の施設の維持管理、運営に要する費用の増加部分なども含まれることを明確にして頂きたいと存じます。	市が負担するのは公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の範囲内の復旧事業費である。
57	44	別紙 3								不可抗力リスク	「上記以外の場合」について、民間事業者が発生を予測してリスク負担することは困難ですので、「協議」ではなく市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。
58	44	別紙 3								不可抗力リスク	国費もしくは保険が適用できるものは、それぞれ市もしくは運営権者が負担する整理となっており、それ以外は、協議とあります。不可抗力に対応するために運営権者が保険を適用することのインセンティブもしくは提案評価を明らかとしてください。	評価基準は募集要項公表時に示すことを予定している。
59	44	別紙 3								不可抗力リスク	国費もしくは保険が適用できるものは、それぞれ市もしくは運営権者が負担する整理となっており、それ以外は、協議とあります。これは、利用料金の改定で調整されることとなっておりますが、復旧費用は一時的なものに対し、利用料金設定割合は持続的なものです。利用料金設定割合の変更の考え方を示してください。	募集要項公表時に示す実施契約書(案)で示す。
60	44	別紙 3								未払料金リスク	利用料金未払のリスクは民間事業者にはコントロール不能ですので、「収納率が99.0%未満の場合」は「協議」ではなく市のリスク負担とすることをご検討いただけますでしょうか。	原案どおりとする。
61	46	別紙 3								維持管理費増大リスク	市と運営権者のいずれにも帰責性がない場合は、市のリスク負担とする旨を追記していただけますでしょうか。	不可抗力等の市と運営権者のいずれにも帰責性がない場合の取扱いについては、それぞれの事由に係る実施契約における関連規定を適用することで対応することを想定する。
62	46	別紙 3								汚泥処理リスク	汚泥処理業務については市が指定する「三浦地域資源ユーズ株式会社」へ委託することが義務付けられており、当該業務の費用増加分について民間事業者はコントロール不能ですので、「協議」ではなく市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
63	46	別紙 3								汚泥処理リスク	貴市と三浦地域資源ユーズ株式会社との既存契約が運営権者との契約として義務付けされる場合においては、汚泥搬出先の受入条件変更リスクは貴市の負担といただくよう希望します。	(個別対話の議題において回答)
64	47	別紙 3								水質変動リスク	施設能力を明らかに超える恒常的な水質の変化の場合には、基本的には市の負担とする」と記載されていますが、「恒常的な」を削除願います。 恒常的な状態の定義が難しく、判断基準として曖昧であることと、例え一過性であっても水処理に大きな影響を与える場合があると考えるためです。	(個別対話の議題において回答)
65	47	別紙 3								水質変動リスク	「施設能力を明らかに超える」という水準が不明確です。民間事業者は要求水準書を参照して事業リスクを判断しますので、要求水準書等で設定した範囲を超える場合はすべて市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。
66	47	別紙 3								水量変動リスク	「運営権者が通常取りうる予防措置」の内容は、事例等により可能な限り具体的に表記頂くことを希望します。また、この予防措置での対応が不可能だった変動の過去事例があればご教示下さい。	一般的に、流入ゲート操作を行い、管内貯留による水量調整が考えられる。
67	47	別紙 3								水質変動リスク	「施設能力を明らかに超える恒常的な水質の変化」の内容は、可能な限り定量的な表記を希望します。また、このような水質の変化に該当する過去事例があればご教示下さい。	概ね、一か月程度を想定している。過去事例はない。
68	47	別紙 3								技術革新リスク	「想定しない技術革新による新技術採用整備のための追加費用が必要な場合」は運営権者負担となっていますが、民間事業者が当該追加費用の発生を予測してリスク負担することは困難ですので、「運営権者負担」ではなく市のリスク負担としていただけますでしょうか。	事業期間中の技術革新への対応については、新しい技術を採用すべきか否かは下水道利用料金や残事業期間を考慮して運営権者が費用対効果を勘案し決定するものと考えられる。このため、新技術の適用に当たっての選択は、運営権者にあるものであり、技術革新に伴う費用の負担は基本的に運営権者が負うべきリスク分担としている。ただし、例外として管理者側が運営権者に対して技術革新に伴う新技術の採用を求める場合、それに要する対価費用は管理者側の負担を想定している。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
69	47	別紙 3								技術革新リスク	技術革新リスクは、具体的な状況を共通認識として共有することが難しいと考え、運営権者にのみ〇がついていることに違和感を感じます。削除または協議とならないでしょうか。	事業期間中の技術革新への対応については、新しい技術を採用すべきか否かは下水道利用料金や残事業期間を考慮して運営権者が費用対効果を勘案し決定するものと考えられる。このため、新技術の適用に当たっての選択は、運営権者にあるものであり、技術革新に伴う費用の負担は基本的に運営権者が負うべきリスク分担としている。ただし、例外として管理者側が運営権者に対して技術革新に伴う新技術の採用を求める場合、それに要する対価費用は管理者側の負担を想定している。ただし、これはあくまで例外であるため、リスク分担表の当該箇所においては、運営権者側にのみ〇を記している。
70	48	別紙 3								計画・設計・仕様変更リスク	「事業内容、用途の変更等市の事由により計画が変更される場合」について、「運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる。」とありますが、市の事由による計画変更であり、民間事業者が発生を予測してリスク負担することは困難ですので、「協議」ではなく市のリスク負担としていただけますでしょうか。	原案どおりとする。
71	48	別紙 3								計画・設計・仕様変更リスク	市と運営権者のいずれにも帰責性がない場合は、市のリスク負担とする旨を追記していただけますでしょうか。	不可抗力等の市と運営権者のいずれにも帰責性がない場合の取扱いについては、それぞれの事由に係る実施契約における関連規定を適用することで対応することを想定する。
72	48	別紙 3								工期遅延リスク	「国補助金等内示不足による工期遅延」については、民間事業者が発生を予測してリスク負担することは困難ですので、「協議」ではなく市のリスク負担としていただけますでしょうか。	国補助金等内示不足による工期遅延については、市においてもコントロールできるものではないことから、そのリスク負担については市と運営権者との協議によるものとしている。
73	48	別紙 3								工期遅延リスク	「想定しない遺跡等文化財の発見による遅延の場合」は市がリスク負担となっておりますが、文化財の発見に限らず、市と運営権者のいずれにも帰責性がない事由による遅延については市のリスク負担とする旨を追記していただけますでしょうか。	不可抗力等の市と運営権者のいずれにも帰責性がない場合の取扱いについては、それぞれの事由に係る実施契約における関連規定を適用することで対応することを想定する。
74	48	別紙 3								工程遅延リスク	国庫補助の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合、改築内容について協議することとなっています。改築内容のみではなく、それに伴い発生する維持管理費用の増加についても協議可能としてください。	当該交付金が認められなかった場合、市及び運営権者は、修繕・改築計画への影響を最小限に留めるよう協議する。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	意見内容	7月30日回答
75	48	別紙 3								工事費増大リスク	市と運営権者のいずれにも帰責性がない事由による工事費増大については市のリスク負担とする旨を追記していただけますでしょうか。	不可抗力等の市と運営権者のいずれにも帰責性がない場合の取扱いについては、それぞれの事由に係る実施契約における関連規定を適用することで対応することを想定する。
76											本事業等に導入された知的財産権の使用の範囲及び条件について、実施契約終了時に協議できることとしてください。無償かつ無制限の許諾を前提にされる場合、技術導入が困難になります。	本事業の運営において運営権者が開発した技術等の知的財産権の帰属については、特許法等の関連法令に定めるところによるものとする。 なお、運営権者において自己が知的財産権を有する技術等を本事業に導入した場合、市及び市の指定する者に対し、本事業終了後も無償で使用することを許諾したものとする。
77										資料閲覧	資料閲覧にあたっては、写真撮影のみではなく、いままで貴市がご発注されてきた設計、工事や他のPFIやDBO事業の公募等の方法と同様、貸与も認めていただけますようお願いいたします。一週間など貸与期間を決めれば特定の企業に不利益を与えることはなく、むしろ今まで貴市下水道事業にたずさわっていなかった企業を不利にすると考えます。	ご意見として承る。